

操業協定の更新について（平砂浦協定）

令和 8 年 4 月 2 4 日
水産課 漁船漁業班

本年 3 月に平砂浦におけるまき網漁業の操業協定が更新されましたので、御報告いたします。

【平砂浦におけるまき網漁業操業協定】

この協定は、平砂浦地先海面におけるまき網漁業の操業について、地元組合とまき網漁業者との間で昭和 4 2 年から取り交わされているもので、近年は 2 年毎に更新されています。

今般、協定の有効期間が本年 3 月 3 1 日で満了となることから、今後の取り扱いについて双方で協議したところ、特段の問題も生じていないことから、対面での協定会議は開催せず、書面の持ち回りにて対応することとなりました。

また、協定の内容につきましては、従前と同じ内容となっています。

平砂浦におけるまき網漁業操業協定書

南房総市野島埼灯台正南線から館山市洲埼灯台と神奈川県三浦市城ヶ島灯台を結んだ線に至る地先海面（第2種共同漁業権漁場の海域とし、以下「平砂浦」という。）におけるまき網漁業の操業について、平砂浦関係地元漁業協同組合代表 館山漁業協同組合 相浜理事 天野光男（以下「甲」という。）と平砂浦において操業するまき網漁業者代表 千葉県旋網漁業協同組合代表理事組合長 金野利勝（以下「乙」という。）との間に、下記のとおり協定する。

記

1. 乙は等深線27メートル以浅の海域においては航行及び投網を行わないものとする。
2. 乙は5月1日から6月15日まで及び9月1日から9月30日までの期間、20時から翌朝4時までの間は投網を自粛するものとする。但し、水深60メートル以深はこの限りではない。
3. 操業上の問題に関し、甲又は乙から相手に対し協議の申出があった場合は、それぞれ誠意をもって話し合いに応じ、円満解決を図るものとする。
4. 3による話し合いがつかない場合においては、甲及び乙は県及び千葉海区漁業調整委員会にその裁定を委ね、甲、乙両者ともこれに従うものとする。
5. この協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
但し、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の改廃について、文書で申出のない場合は、この協定の有効期間は、更に1か年延長されるものとする。
6. 年1回の合同会議を開催するものとする。
7. この協定書は、甲、乙及び立会人が記名押印のうえ各1通を保持する。

令和8年3月2日

甲 館山市船形1452番地
館山漁業協同組合
相浜理事 天野光男

乙 千葉市中央区中央3丁目3番8号
千葉県旋網漁業協同組合
代表理事組合長 金野利勝

立会人 千葉海区漁業調整委員会
会 長 石井春人

千葉県農林水産部水産局
水産課長 宮嶋義行

平砂浦関係地元漁業協同組合
(代表) 館山漁業協同組合
布良理事 黒川一夫
相浜理事 天野光男
西岬漁業協同組合
代表理事組合長 海老原 齊
東安房漁業協同組合
代表理事組合長 佐藤光男

